

## 議案第4号

大網白里市道の駅整備検討委員会条例の制定について  
大網白里市道の駅整備検討委員会条例を次のように制定する。

令和5年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

### 大網白里市道の駅整備検討委員会条例

(設置)

第1条 市は、道の駅の整備を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、大網白里市道の駅整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、道の駅基本構想及び基本計画の策定に関し必要な調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係地区の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に係る答申が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大網白里市学校のあり方検討審議会委員の項の次に次のように加える。

大網白里市道の駅整備検討委員会委員長	日額	6,600円
大網白里市道の駅整備検討委員会委員	日額	6,100円